

(仮称)岩手沿岸南部広域ごみ処理施設

整備運営事業

実 施 方 針

平成19年6月15日

岩手沿岸南部広域環境組合

目 次

特定事業の選定に関する事項	1
民間事業者の募集及び選定に関する事項	5
民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	11
公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	12
事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	13
事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	13
法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	14
その他特定事業の実施に関し必要な事項	14
第1号様式	15
別紙 - 1 計画地案内図	16
別紙 - 2 計画地位置図	17
別紙 - 3 事業スキーム図	18
別紙 - 4 予想されるリスク及び組合と事業者のリスク分担表（案）	19

特定事業の選定に関する事項

1 事業内容に関する事項

(1) 事業名称

(仮称)岩手沿岸南部広域ごみ処理施設整備運営事業

(2) 公共施設等の管理者等の名称

岩手沿岸南部広域環境組合管理者 釜石市長 小沢 和夫

(3) 事業の目的

(仮称)岩手沿岸南部広域ごみ処理施設整備運営事業（以下「本事業」という。）は、釜石市、大船渡市、陸前高田市、大槌町、住田町内で発生する廃棄物の適正な処理を行うため、(仮称)岩手沿岸南部広域ごみ処理施設（以下「本施設」という。）を新設し運営を行うことを目的とする。

組合は、本事業において本施設の整備、運営及び維持管理の業務を民間事業者に一括かつ長期的に実施させることにより、民間事業者の創意工夫が發揮され、財政負担の縮減及び公共サービスの水準の向上等が図られることを期待する。

(4) 事業の内容

ア 事業方式

本事業は、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（以下「PFI法」という。）に基づき、選定事業者（選定された入札参加者の構成員及び入札参加者の構成員が本事業の運営及び維持管理業務を実施するために株主として出資し設立する特別目的会社（以下「SPC」という。）で構成される。以下「事業者」という。）が、組合の所有となる本施設について整備、運営及び維持管理を一括して受託するDBO（Design Build Operate）方式とする。

イ 契約の形態

組合は、事業者と、本事業について事業者に本施設の整備、運営及び維持管理を一括で委託するために、本事業に係る基本契約（以下「基本契約」という。）を締結する。

また、組合は基本契約に基づき、本施設の建設に関し、建設企業と本事業に係る建設工事請負契約（以下「建設請負契約」という。）を締結する。

さらに、組合は、基本契約に基づき、本施設の運営・維持管理に関し、SPCと本事業に係る運営・維持管理業務委託契約を締結する。（基本契約、本事業に係る建設工事請負契約、本事業に係る運営・維持管理契約の3つの契約をまとめて、以下「特定事業契約」という。）

ウ 事業期間

事業期間は、次のとおりとする。

- ・整備期間　：平成 20 年 8 月から平成 23 年 3 月まで
- ・運営期間　：平成 23 年 4 月から平成 38 年 3 月まで

エ 事業期間終了後の措置

組合は、事業期間終了後も本施設を継続して公共の用に供する予定である。事業者は、事業期間終了時に本施設を組合の定める明け渡し時の要求水準を満足する状態に保つものとする。

オ 事業の対象となる業務範囲

事業者が行う業務の範囲は次のとおりとする。

本施設の設計

- (ア) 本施設の設計
- (イ) その他関連業務（組合の循環型社会形成推進交付金（以下「交付金」という。）申請支援及び建設工事に係る許認可申請支援等）

本施設の建設工事

- (ア) 本施設用地の造成工事
- (イ) 本施設の建設
- (ウ) その他関連業務（事業者が行うべき近隣対応等）

本施設の運営・維持管理

- (ア) 一般廃棄物等受入れ業務
- (イ) 本施設の運転管理業務
- (ウ) 本施設の維持管理業務
- (エ) 本施設の情報管理業務
- (オ) 本施設の環境管理業務
- (カ) その他関連業務（見学者対応、事業者が行うべき近隣対応等）

カ 組合が行う業務

本施設の設計・建設に関する業務

- (ア) 用地の確保
- (イ) 近隣同意の取得、近隣対応（組合が行うべきもの）
- (ウ) 本施設の一般廃棄物処理施設の設置届出
- (エ) 本施設の環境影響評価手続き
- (オ) 本施設の交付金申請手続き
- (カ) 施設建設に伴う各種許認可の申請・取得
- (キ) 本施設の建設工事監理
- (ク) その他これらを実施する上で必要な業務

- 本施設の運営・維持管理に関する業務
- (ア) 近隣対応（組合が行うべきもの）
 - (イ) 契約管理（モニタリング）の実施
 - (ウ) 本施設への一般廃棄物等の搬入
 - (エ) 本施設の見学者対応の支援
 - (オ) その他これらを実施する上で必要な業務

キ 事業者の収入

本事業における事業者の収入は以下のとおり。

本施設の整備に係る対価

組合は、本施設の整備に係る対価について、建設企業に支払う。支払いは、基本的に出来高に応じて年度毎に支払うものとする。

委託料

組合は、ＳＰＣが実施する本施設の運営・維持管理業務に対する対価を、委託料として運営期間にわたってＳＰＣに支払う。委託料は、物価変動に基づき、年に1回改定ができるものとする。また、委託料は、固定料金と変動料金（一般廃棄物等の処理量等に応じて変動）で構成されるものとする。

ク 組合が適用を予定している交付金について

組合は本事業の実施に関して、交付金の適用を予定している。交付金の申請等の手続きは組合において行うが、事業者は申請手続きに必要な書類の作成等について組合を支援するものとする。

（5）事業のスケジュール（予定）

- (ア) 落札者の選定 平成20年 6月
- (イ) 仮契約の締結 平成20年 8月
- (ウ) 契約議案の議会への提出 平成20年 8月
- (エ) 特定事業契約の締結 平成20年 8月
- (オ) 施設の整備 平成20年 8月～平成23年3月（約3年間）
- (カ) 施設の供用開始 平成23年 4月
- (キ) 施設の運営・維持管理 平成23年 4月～平成38年 3月（15年間）

（6）法令等の遵守

組合及び事業者は、本事業を実施するにあたり、ＰＦＩ法のほか、廃棄物の処理及び清掃に関する法律をはじめ必要な関係法令、条例、規則及び要綱等を遵守しなければならない。

2 特定事業の選定及び公表に関する事項

(1) 選定基準

本事業を PFI 事業として実施することにより、事業期間を通じた組合の財政負担の縮減を期待できる場合、又は組合の財政負担が同一の水準にある場合において公共サービスの水準の向上を期待できる場合に、本事業を特定事業として選定する。

(2) 選定方法

組合の財政負担見込額の算定にあたっては、将来の費用と見込まれる財政負担の総額を算出のうえ、これを現在価値に換算することにより評価を行う。公共サービスの水準については、できる限り定量的な評価を行うこととするが、定量化が困難な場合には客観性を確保したうえで定性的な評価を行う。

(3) 選定結果の公表

特定事業の選定を行ったときは、その判断の結果を評価の内容と合わせ、速やかに公表する。また、特定事業の選定を行わないことにしたときも、同様に公表する。選定結果の公表は、公告の手続きをもって行う。

民間事業者の募集及び選定に関する事項

1 事業者の募集及び選定方法

事業者の募集及び選定にあたっては、総合評価一般競争入札方式により行う。

2 事業者の募集及び選定の手順

(1) 事業者の募集・選定スケジュール（予定）

本事業における事業者の募集・選定スケジュール（予定）は次のとおりとする。

平成19年 6月15日(金)	実施方針の公表
平成19年 6月25日(月)～ 7月6日(金)	実施方針に対する質問・意見の受付
平成19年 7月27日(金)	実施方針に対する質問・意見への回答
平成19年10月下旬	特定事業の選定・公表
平成19年10月下旬	入札説明書等（案）の公表
平成19年11月上旬	質問の受付（第1回）
平成19年12月中旬	質問回答の公表（第1回）
平成20年 2月下旬	入札公告（入札説明書等の公表）
平成20年 2月下旬	入札説明書等に対する説明会及び現地見学会
平成20年 3月上旬	参加表明書、資格審査申請書類受付
平成20年 3月中旬	資格審査結果の通知
平成20年 3月下旬	質問の受付（第2回）
平成20年 4月中旬	質問回答の公表（第2回）
平成20年 5月中旬	提案書の受付
平成20年 6月下旬	落札者の決定及び公表
平成20年 8月上旬	仮契約締結
平成20年 8月下旬	特定事業契約締結

(2) 応募手続き等

ア 実施方針に対する質問・意見の受付

実施方針に関する質問・意見を以下のとおり受け付ける。

受付期間：平成19年6月25日（月）～7月6日（金）午後5時

提出方法：質問・意見の提出方法は原則として、添付の第1号様式に記入の上、電子メールに記入済みの同様式のファイル（Microsoft Word形式）を添付し、岩手沿岸南部広域環境組合事務局に送付して提出することとする。郵送も可とするが郵送の場合、同様式のファイルを保存したCD-Rを同封し、受付期間に必着とすること。組合は提出者に、受領確認の電子メールを送付する。

Eメール : kitano1154@city.kamaishi.iwate.jp

郵送先 : 〒026-8686 岩手県釜石市只越町三丁目9番13号

岩手沿岸南部広域環境組合事務局（担当：北野）

イ 実施方針に対する質問・意見及び質問への回答の公表

提出された質問・意見及び質問に対する回答は、平成 19 年 7 月 27 日（金）より、組合ホームページにおいて公表する。ただし、提出者名は公表しない。

ウ 特定事業の選定・公表

実施方針に関する質問・意見を踏まえ、PFI 事業として実施することが適切であると認める場合、本事業を特定事業として選定し、平成 19 年 10 月下旬に公表する。

エ 入札説明書等（案）の公表

平成 19 年 10 月下旬に入札説明書、要求水準書、事業契約書、落札者決定基準及び様式集等のそれらの案を公表する。

オ 入札公告（入札説明書等の公表）

平成 20 年 2 月下旬に入札広告（事業者の募集を開始）を行う。入札説明書、要求水準書、事業契約書（案）、落札者決定基準及び様式集を公表する。

カ 入札説明書等の公表以降について

入札説明書等の公表以降の手続きについては、入札説明書において提示する。

3 入札参加者の備えるべき参加資格要件

（1）入札参加者の構成等

入札参加者の構成等は次のとおりとする。

ア 入札参加者は、本施設の設計を行なう者（以下「設計企業」という。）、本施設の建設を行なう者（以下「建設企業」という。）、及び本施設の運営・維持管理を行なう者（以下「運営企業」という。）を含む企業により構成されるものとする。入札参加者を構成する企業数の上限は任意とする。入札参加者は、入札参加者を代表し、組合との交渉窓口となる企業 1 社を「代表企業」として定めるものとする。

イ 参加表明書提出以降、入札参加者の構成員の変更は原則として認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、組合と協議を行う。

ウ 入札参加者の構成員は、他の入札参加者の構成員になることはできない。ただし、組合が事業者と事業契約を締結後、選定されなかった入札参加者の構成員が、事

業者の業務等を支援及び協力することは可能とする。

- エ 落札者は、仮契約締結時までにＳＰＣを釜石市、大船渡市、陸前高田市、大槌町、住田町のいずれかにおいて設立するものとする。入札参加者の構成員は全てＳＰＣへ出資することとし、入札参加者の構成員以外の者の出資は認めない。また、代表企業の出資比率は出資者中最大とする。

(2) 各業務を行う者の要件

入札参加者の構成員のうち、設計企業、建設企業、運営企業については、以下の各項の要件を満たすこと。

- ア 本事業を円滑に遂行できる、安定的かつ健全な財務能力を有していること。
- イ 本事業を効率的かつ効果的に実施できる経験及びノウハウを有していること。
- ウ 設計企業は、次の要件を全て満たすこと。
建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
釜石市、大船渡市、陸前高田市、大槌町、住田町のいずれかの平成 19 年度建設工事等請負資格等を有していること。
- エ 建設企業は、次の要件を全て満たすこと。
建屋の建設を実施する企業にあっては、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定による建築一式工事につき特定建設業の許可を受けていること。
建屋の建設を実施する企業にあっては、建設業法に規定する建築一式工事に係る経営事項審査結果の総合評点が参加表明書の提出期限日において 800 点以上であること。
建屋の建設を実施する企業にあっては、釜石市、大船渡市、陸前高田市、大槌町、住田町のいずれかの平成 19 年度建設工事等請負資格等を有していること。
プラントの建設を実施する企業にあっては、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定による清掃施設工事の特定建設業の許可を受けていること。
プラントの建設を実施する企業にあっては、建設業法に規定する清掃施設工事に係る経営事項審査結果の総合評点が参加表明書の提出期限日において 1,000 点以上であること。
プラントの建設を実施する企業にあっては、釜石市、大船渡市、陸前高田市、大槌町、住田町のいずれかの平成 19 年度建設工事等請負資格等を有していること。
プラントの建設を実施する企業にあっては、地方公共団体の一般廃棄物処理施設について、以下の実績を有すること。

- a) 処理方式：シャフト式ガス化溶融方式
- b) 施設規模：1炉あたり70t/日以上、かつ、2炉以上
- c) 安定稼動：b) の施設規模において90日以上の連続運転、かつ、参加表明書の提出日において1年以上の稼動、かつ、2件以上

才 運営企業は、次の要件を全て満たすこと。

釜石市、大船渡市、陸前高田市、大槌町、住田町のいずれかの平成19年度建設工事等請負資格等を有していること。

廃棄物中間処理施設の運転管理に直接起因し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者でないこと。平成11年4月1日以降において、以下に示す全ての運転管理実績を2件以上有していること。本施設の運営・維持管理を複数の企業で行う場合は、それら複数の企業で以下に示す全ての運転管理実績を有していれば足りる。

- a) 一般廃棄物を対象とした連続式のシャフト式ガス化溶融炉（1炉あたり70t/日以上、かつ、2炉以上）
- b) 2,000kW以上のボイラータービン式の発電設備を有するシャフト式ガス化溶融炉

廃棄物処理施設技術管理者の資格を有し、一般廃棄物を対象とした焼却施設又はガス化溶融施設（1炉あたり70t/日以上、かつ、2炉以上）の現場総括責任者としての経験を有する技術者を本事業の現場総括責任者として運営開始後2年間以上配置できること。

本施設の運営にあたり、事業者の責務を達成するために必要な資格者を配置できること。

（3）入札参加者の構成員の制限

次に該当する者は、入札参加者の構成員及び構成員のアドバイザーとなることはできない。

- ア 地方自治法施行令第167条の4（昭和22年政令第16号）の規定に該当する者。
- イ 釜石市、大船渡市、陸前高田市、大槌町、住田町のいずれかの指名停止措置を受けている者。
- ウ 最近1年間の法人税、事業税、消費税、地方税を滞納している者。
- エ 下記の各法律の規定による各申立てがなされている者。
破産法第132条若しくは第133条の規定による破産の申立て

会社更生法第30条の規定による更生手続開始の申立て
民事再生法第21条の規定による再生手続開始の申立て

オ 本事業に係るアドバイザー業務に関与した者及びこれらの者と資本面及び人事面において関連のある者。（「資本面において関連のある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える株主を有し、又はその出資の総額100分の50を超える出資をしている者をいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。）なお、本事業に係る組合のアドバイザー業務に関与した者は次のとおりである。

・パシフィックコンサルタンツ株式会社

力 本事業の「岩手沿岸南部広域ごみ処理施設整備運営事業者選定審査委員会」委員

(4) 参加資格の確認

参加資格の確認は、参加表明書の提出日とする。ただし、参加資格確認後、契約締結までの期間に、入札参加者の構成員が上記参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、当該入札参加者は失格とする。

4 審査及び選定に関する事項

(1) 「岩手沿岸南部広域ごみ処理施設整備運営事業者選定審査委員会」の設置

事業提案の審査は、透明性及び公平性を確保することを目的として設置した、学識経験者で構成される「岩手沿岸南部広域ごみ処理施設整備運営事業者選定審査委員会」（以下「事業者選定委員会」という。）において行う。事業者選定委員会は、以下の5名で構成される。

委員長 中澤 廣 （岩手大学工学部教授）
委員 越谷 信 （岩手大学工学部准教授）
委員 笹尾 俊明 （岩手大学人文社会科学部准教授）
委員 阿部 晃士 （岩手県立大学総合政策学部准教授）
委員 築田 幸 （前岩手県環境保健研究センター所長）

(2) 審査の手順及び方法

ア 参加資格審査

組合は、参加表明時に提出する参加資格審査申請書類について、入札参加資格要件の具備を確認し、参加資格審査結果を入札参加者に通知する。

イ 入札書類審査

あらかじめ設定した「落札者決定基準」に従って、事業者選定委員会において入札書類の審査を総合評価の方法により行い、最優秀提案を選定する。

ウ 審査事項

審査事項は、「落札者決定基準」に示す。

エ 審査結果

審査結果は公表する。

民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1 基本的考え方

本事業における責任分担の考え方は、組合と事業者が適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、本施設の整備及び運営・維持管理の責任は、原則として事業者が負うものとする。ただし、組合が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、組合が責任を負うものとする。

2 予想されるリスクと責任分担

予想されるリスク及び組合と事業者の責任分担は、原則として別紙 - 4 に定めるとおりとし、責任分担の程度や具体的な内容については、特定事業契約に定めるものとする。

3 事業の実施状況のモニタリング

組合は、事業者が実施する施設の整備及び運営・維持管理について、モニタリングを行う。モニタリングの方法、内容等については、特定事業契約に定める。

公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

1 計画地に関する事項

(1) 計画地条件

所在地	釜石市大字平田第3地割81番地1
面 積	21,148m ²
用途地域等	工業専用地域
容積率	200%
建ぺい率	60%
緑地率	20%以上
その他	電線地中化地区

(2) 用地の取得について

事業用地については、組合において確保する。

2 施設の概要

(1) 処理棟

・施設規模 :

ごみ処理施設(シャフト式ガス化溶融炉) : 82.5t/24時間 × 2炉 (165t/24時間)

破碎処理施設 : 12t/日

・受入廃棄物 : 岩手沿岸南部広域内で発生する一般廃棄物等

(2) その他施設 : 管理棟、計量棟、洗車場、車庫棟、スラグストックヤード、メタルストックヤード、安定化灰ストックヤード等

(3) 外構施設等 : 駐車場、緑地等

事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合、組合と事業者は誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、特定事業契約中に規定する具体的措置に従う。

また、特定事業契約に関する紛争については、盛岡地方裁判所を合意による第一審の専属管轄裁判所とする。

事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

本事業において、事業の継続が困難となった場合には、次の措置をとることとする。

1 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

(1) 事業者の提供するサービスが、特定事業契約で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、組合は、事業者に対して、改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることができる。事業者が当該期間内に改善をすることができなかつたときは、組合は、特定事業契約を解除することができる。

(2) 事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、特定事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、組合は特定事業契約を解除することができる。

(3) 前号 2 号の規定により組合が特定事業契約を解除した場合、事業者は、組合に生じた損害を賠償しなければならない。

2 組合の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

(1) 組合の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、事業者は特定事業契約を解除することができるものとする。

(2) 前号の規定により事業者が特定事業契約を解除した場合、組合は、事業者に生じた損害を賠償するものとする。

3 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他組合又は事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続

が困難となった場合、組合及び事業者双方は、事業継続の可否について協議する。一定の期間内に協議が整わないときは、それぞれの相手方に事前に書面によるその旨の通知をすることにより、組合及び事業者は、特定事業契約を解除することができるものとする。

4 その他

その他、事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、特定事業契約に定める。

法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

PFI法に規定する法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項は、次のとおりである。

(1) 組合は、事業者が法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援を受けることができるよう努める。

(2) 組合は、事業者に対し、補助、出資等の支援は行わない。

その他特定事業の実施に関し必要な事項

1 議会の議決

組合は、特定事業契約の締結にあたっては、予め議会の議決を経るものとする。

2 応募に伴う費用負担

応募に伴う費用は、すべて入札参加者の負担とする。

3 実施方針に関する問合せ先

本実施方針に関する問合せ先は、次のとおりとする。

岩手沿岸南部広域環境組合事務局

〒026-8686

岩手県釜石市只越町三丁目9番13号

電話 0193-27-7020

E-mail kitano1154@city.kamaishi.iwate.jp (担当: 北野)

第1号様式

平成 年 月 日

実施方針に関する質問書・意見書

岩手沿岸南部広域環境組合

管理者 釜石市長 小沢 和夫 宛

意見者 会社名 _____

所在地 _____

担当者

氏 名 _____

所 属 _____

連絡先 _____

電 話 _____

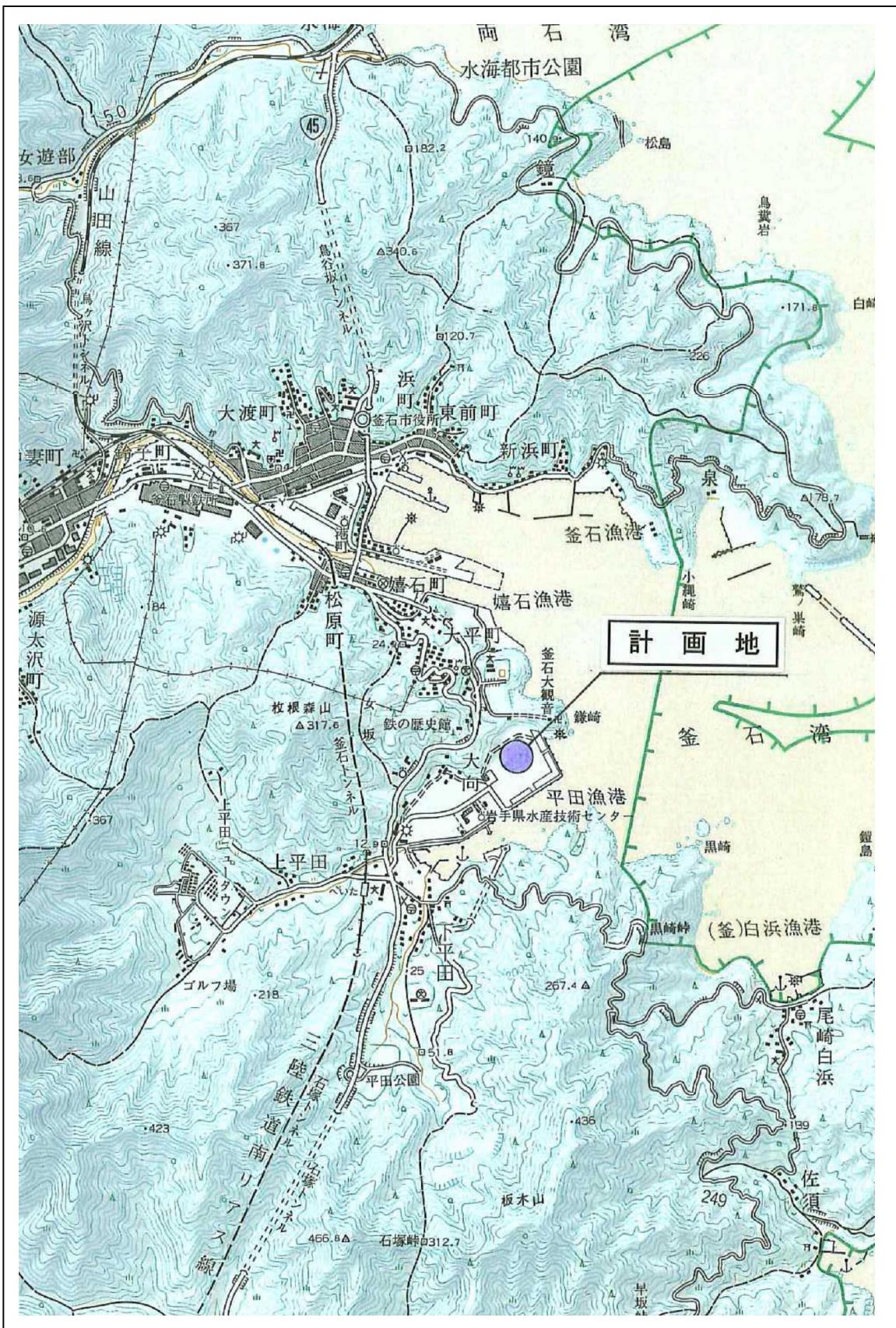
メールアドレス _____

(仮称)岩手沿岸南部広域ごみ処理施設整備運営事業の実施方針に関して、以下の質問もしくは意見がありますので提出します。

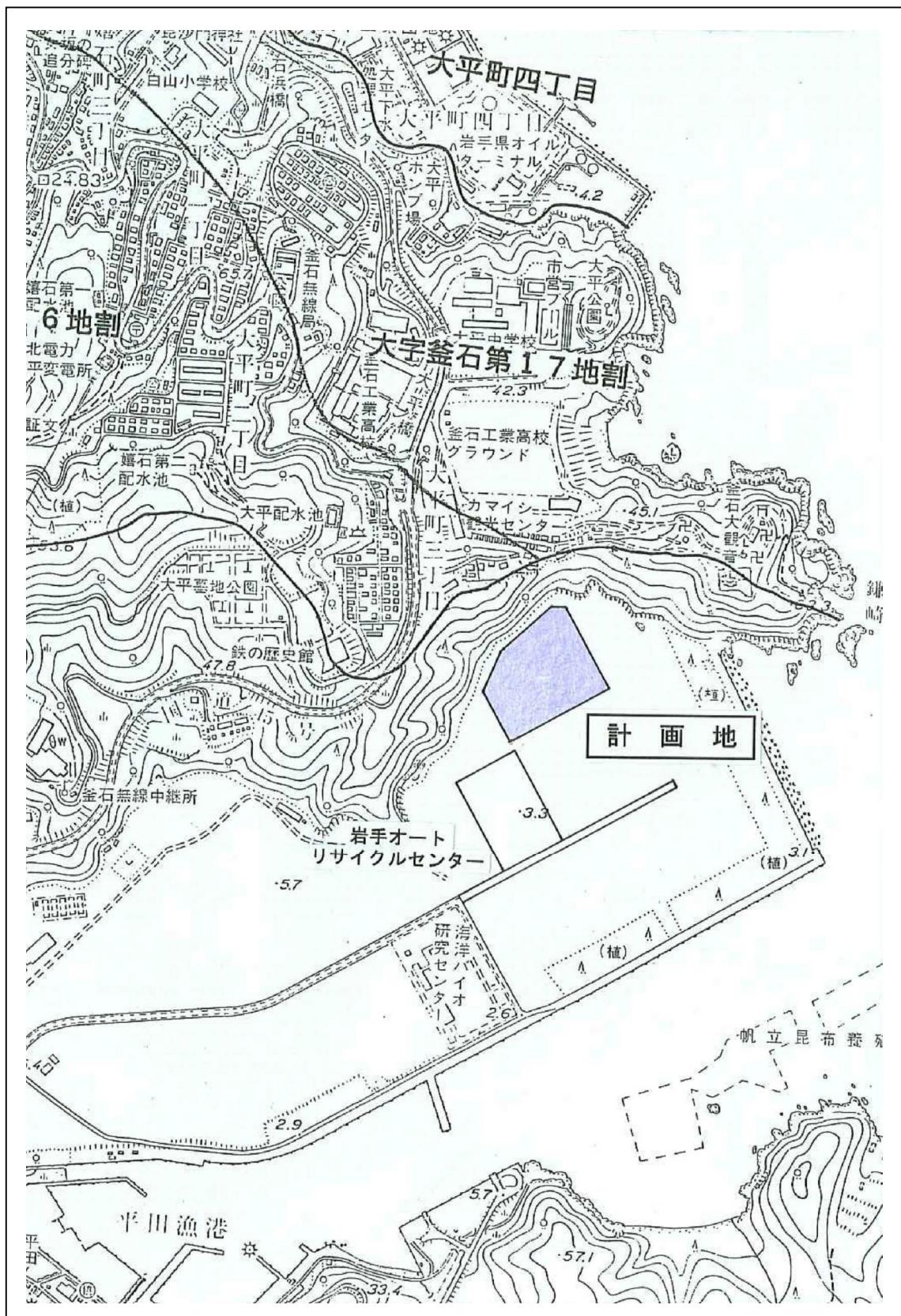
質問 ・ 意見 (いずれかに 印)		
頁		
項目番号		
項目名		
意見又は質問内容		

1. 質問・意見は1枚につき1件とし、簡潔に取りまとめて記載すること。

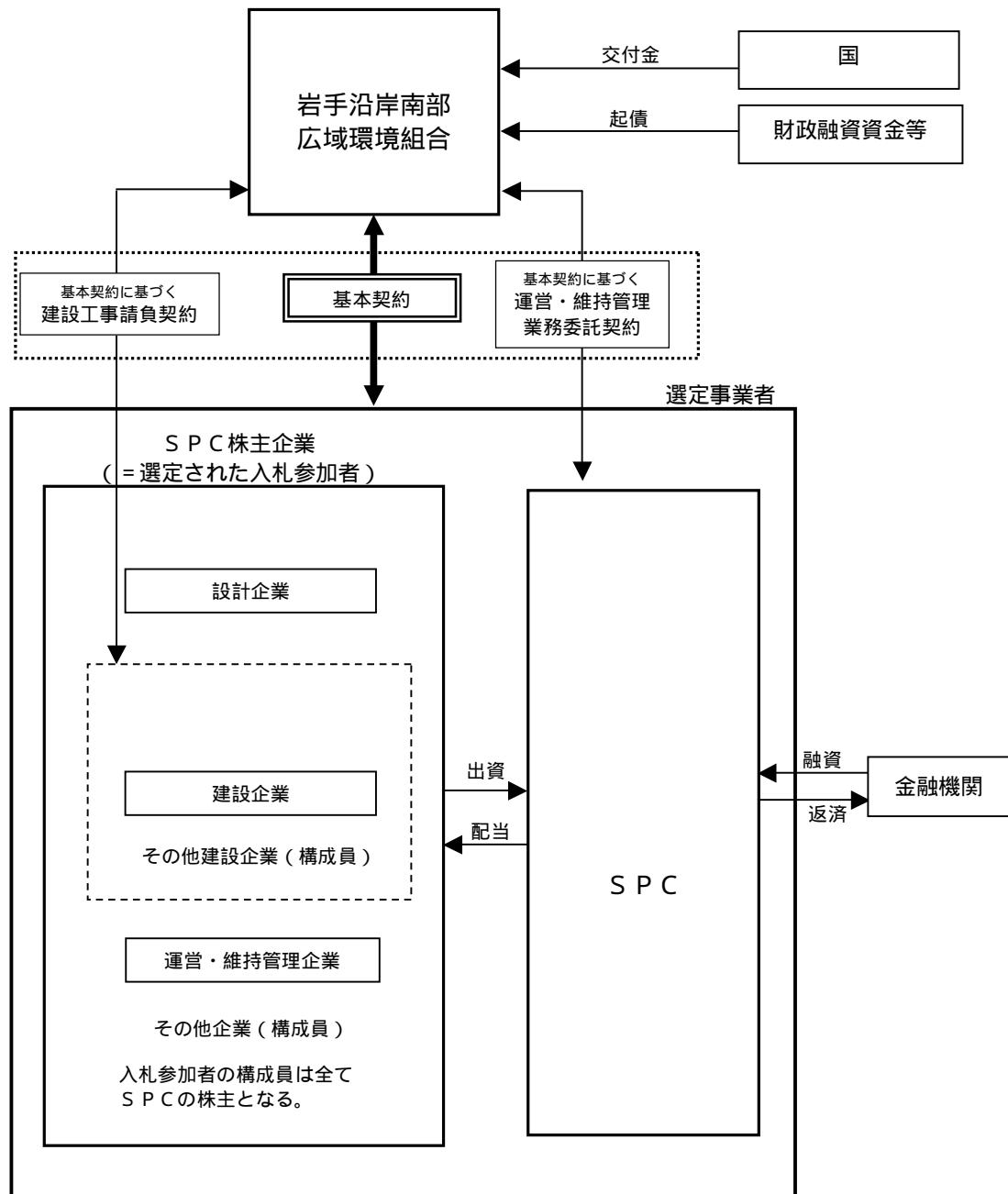
別紙 - 1 計画地案内図



別紙 - 2 計画地位置図



別紙 - 3 事業スキーム図



別紙 - 4 予想されるリスク及び組合と事業者のリスク分担表（案）

	リスクの種類	リスクの内容	負担者	
			組合	事業者
共通	入札説明書リスク	入札説明書等の誤り、内容の変更に関するもの等		
	契約締結リスク	組合の事由により契約が結べない、契約締結が遅延する等 事業者の事由により契約が結べない、契約締結が遅延する等		
	計画変更リスク	組合による事業の業務範囲の縮小、拡充等		
	用地確保リスク	事業用地の確保に関するもの		
	近隣対応リスク	本施設の設置に対する住民反対運動等に関するもの 上記以外のもの		
	第三者賠償リスク	調査・建設・運営段階における騒音・振動・地盤沈下・臭気等に関するもの及び事業者の責めに帰すべき事由によるもの		
	法令等の変更リスク	本事業に直接関係する法令等の新設・変更に関するもの 上記以外の法令の新設・変更に関するもの		
	税制度変更リスク	本事業に直接関係する税制度の新設・変更に関するもの 上記以外の税制度の新設・変更に関するもの		
	許認可遅延リスク	事業者が実施する許認可取得の遅延に関するもの		
	応募コスト	応募費用に関するもの		
	物価変更リスク	施設の供用開始前のインフレ・デフレ(施設整備費用に相当するもの) 施設の供用開始後のインフレ・デフレ(運営・維持管理に相当する部分)		
	事故の発生リスク	設計・建設・運営・維持管理業務における事故の発生		
	事業の中止・遅延に関するリスク	組合の指示、議会の不承認、組合の債務不履行によるもの 事業者の債務不履行、事業放棄、破綻によるもの		
	不可抗力リスク	天災・暴動等の不可抗力による費用の増大、計画遅延・中止等		
設計段階	設計変更	組合の指示、提示条件の不備・変更による設計変更による費用の増大、計画遅延に関するもの		
		事業者の提案内容の不備・変更による設計変更による費用の増大、計画遅延に関するもの		
	測量・地質調査の誤りリスク	組合が実施した測量・地質調査部分に関するもの 事業者が実施した測量・地質調査部分に関するもの		
	建設着工遅延	組合の指示、提示条件の不備・変更によるもの 上記以外の要因によるもの		
建設段階	工事費増大リスク	組合の指示、提示条件の不備・変更による工事費の増大 上記以外の要因による工事費の増大		
	工事遅延リスク	工事遅延・未完工による施設の供用開始の遅延		
	一般的損害リスク	工事目的物・材料・他関連工事に関して生じた損害		
	性能リスク	要求水準の不適合(施工不良を含む)		
運営段階	受入廃棄物の品質リスク	受入れ廃棄物の質に起因する事故		
	受入廃棄物の量の変動リスク	受入廃棄物の量の変動による運営費用の増大		
	性能リスク	要求水準の不適合		
事業終了時	施設の性能確保リスク	事業終了時における施設の性能確保に関するもの		

負担者 主分担、従分担